

一般財団法人岩手県建築住宅センター
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「機関」という。)が実施する技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 一戸建ての住宅
29,000円(消費税別)
- (2) 共同住宅の住戸部分に係る計画
住戸の総数に応じた表1に定める額
- (3) 共同住宅等に係る計画
建築物全体の住戸の総数に応じた表1に定める額+共用部分の床面積に応じた表2に定める額

1戸の場合	29,000
2戸以上5戸以内の場合	57,000
6戸以上10戸以内の場合	78,000
11戸以上25戸以内の場合	104,000
26戸以上50戸以内の場合	142,000
51戸以上100戸以内の場合	189,000
101戸以上200戸以内の場合	239,000
201戸以上300戸以内の場合	319,000
301戸以上の場合	390,000

300㎡以内の場合	95,000
300㎡を超え、2,000㎡以内の場合	144,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内の場合	188,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内の場合	219,000
10,000㎡を超え、25,000㎡以内の場合	254,000
25,000㎡を超える場合	282,000

(計画の変更に係る技術的審査料金)

第3条 業務規程第6条に規定する変更に係る技術的審査料金の額は、申請一件につき、前条に掲げる額に二分の一を乗じて得た額とする。

(技術的審査料金の不還付)

第4条 既に徴収した審査料金は、原則、還付しない。

(適合証の再交付)

第5条 適合証を再交付する場合の料金は、1通につき1,000円(消費税別)とする。

(附則)

この料金規程は、平成26年4月1日から施行する。